

# 「みえの働き方改革推進企業」登録制度要綱

## （目的）

第1条 働く意欲のあるすべてのの方が自らの能力を発揮し、いきいきと働き、地域の中で活躍できる社会づくり、働きやすい職場づくりが望まれており、働きやすい職場づくりは人材確保の観点からも重要とされている。

そのため、長時間労働の是正や休暇取得の促進、多様な勤務制度の導入等による「ワーク・ライフ・バランス」の推進をはじめ、安定的な雇用の確保、若者等を呼び込み定着促進を図ることなどを目的とした幅広い「働き方改革」を進める必要がある。

この要綱は、こうした「働き方改革」に積極的に取り組んでいる企業を県が登録し、当該企業が社会的に評価される仕組みを作るほか、優れた取組を県内に広めることにより、地域全体での「働き方改革」の取組推進を図ることを目的とする。

## （定義）

第2条 この要綱において、企業とは、県内に本店又は主たる事務所があり、県内において事業活動を行う常時雇用労働者を有する法人をいう（国及び地方公共団体を除く）。

## （申請）

第3条 登録を受けようとする企業（以下「申請者」という。）は、「みえの働き方改革推進企業」登録申請書（様式第1号）、調査票及び登録基準を満たしていると証明される資料を知事が定める期間内に提出するものとする。

## （登録要件）

第4条 知事は、次の各号のすべてに該当する企業を「みえの働き方改革推進企業」として登録するものとする。

（1）労働基準法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法等の関係法令を遵守するとともに、本制度の目的に合致した企業等であり、第3条に定める調査票の取組項目等において、県の定める基準（中小企業（相当）は40点、大企業（相当）は50点）以上であること

（2）次のいずれにも該当しないこと

ア 法令に違反する重大な事実があること

イ 三重県暴力団排除条例（平成22年三重県条例第48号）第2条に規定する暴力団、暴力団員であること

(登録等)

第5条 知事は、第3条の申請を受理したときは、登録基準を満たしているか審査を行い、登録の可否を決定し、その結果を申請者に通知する。

2 知事は、登録することを決定した申請者について、「みえの働き方改革推進企業」登録証（様式第2号）を交付するとともに、登録した企業（以下「登録企業」という。）の名簿等について県の広報誌やホームページ等に掲載し、広く周知を図るものとする。

(優良取組の顕彰)

第6条 知事は、優れた取組を県内に普及するために顕彰制度を設置するものとし、当該年度に登録企業の中から特に優れていると認められる取組について表彰するものとする。顕彰制度の具体的な方法については、別途定めるものとする。

(登録の有効期間)

第7条 登録の有効期間は、登録日からその翌々年度末までとする。ただし有効期限の1年以内に再度登録を受けた場合は、前回、登録を受けた有効期限の翌日から3年間を登録の有効期間とする。

(聴取調査)

第8条 知事は、審査にあたり必要と認められるときは、聴取調査を実施する。

(取組状況の報告)

第9条 登録企業は、登録を受けた日の翌年度の知事が定める日までに「みえの働き方改革推進企業」登録取組状況報告書（様式第3号）により、現状を知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の取組状況報告書のほか、取組の実施及び関係法令の改正に伴う対応等の確認に参考となる資料の提出を求めることができる。

3 知事は、必要に応じ、実地調査により取組状況の確認を行うことができる。

(変更の届出)

第10条 登録企業は、次に掲げる事項に変更があった場合は、当該変更が生じた日から30日以内に、三重県「みえの働き方改革推進企業」変更届出書（様式第4号）により、知事に届け出なければならない。

(1) 名称

(2) 代表者の氏名

(3) 住所

(登録の辞退)

第11条 登録企業は、登録基準を満たさなくなったとき又は登録継続の意思を失ったときは、速やかに三重県「みえの働き方改革推進企業」辞退届出書(様式第5号)により、知事に届け出なければならない。

(登録の取り消し等)

第12条 知事は、登録企業が登録要件を満たさないことが明らかになったとき、又は「みえの働き方改革推進企業」登録制度事務処理要領で定める「4 登録の取り消し等」に該当する場合は、当該登録を取り消し又は一定期間、登録企業としての掲載停止を行うことができる。

2 知事は、前項の規定により登録の取り消し又は一定期間、登録企業としての掲載停止を行うときは、理由を付して登録企業にその旨を通知するものとする。

3 登録の取り消しを受けた場合、登録企業は速やかに登録証を知事に返納するものとする。ただし、登録企業としての掲載停止の場合はこの限りではない。

(所掌)

第13条 この要綱に関する事務は、雇用経済部雇用対策課において所掌する。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。